

資料23 市町村別水洗化事業着手状況（平成14年3月末現在）

〔 供用、 実施、（ ）は箇所数〕

市町村名	下水道				農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	その他
	流域関連		単独						
	公共下水道	特環下水道	公共下水道	特環下水道					
京都市	(2)		(4)				(133)		
福知山市			(1)	(1)	(8)		(156)		
舞鶴市			(2)	(3)	(5)	(3)	(527)		
綾部市			(2)		(8)		(513)		
宇治市	(1)		(1)				(1)	(436)	
宮津市	(1)							(114)	
亀岡市			(1)	(1)	(6)		(1)	(112)	
城陽市	(1)							(109)	
向日市	(1)								
長岡京市	(1)								
八幡市	(1)		[2]						
京田辺市	(1)				(3)				
市計 (京都市除く)	(7)		(9)	(5)	(30)	(3)	(3)	(1967)	
大山崎町	(1)								
久御山町	(1)		[1]						
井手町	(1)								
宇治田原町			(1)					(153)	
山城町	(1)							(1)	
木津町	(1)								
加茂町			(1)					(107)	
笠置町								(77)	
和束町				(1)				(109)	
精華町	(1)								
南山城村								(94)	
京北町			(1)	(1)				(390)	
美山町					(5)			(567)	
園部町	(1)			(2)	(6)			(15)	
八木町	(1)			(1)	(2)			(44)	
丹波町				(3)	(9)			(184)	
日吉町				(2)	(5)			(179)	
瑞穂町				(1)	(3)			(182)	
和知町					(4)			(485)	
三和町				(1)	(2)			(313)	
夜久野町					(7)			(221)	
大江町				(1)	(4)			(153)	
加悦町		(1)			(1)			(20)	
岩滝町	(1)								
伊根町						(1)		(45)	
野田川町		(1)						(34)	
峰山町			(1)					(177)	
大宮町				[1]	(2)			(153)	
網野町				(1)				(190)	
丹後町				(1)	(1)	(1)		(104)	
弥栄町					(3)			(30)	
久美浜町				(1)	(1)			(327)	
町村計	(9)	(2)	(4)	(17)	(56)	(2)	(0)	(4354)	
着手市町村 (箇所数)	17(18)	2(2)	11(17)	16(22)	21(86)	3(5)	3(3)	34(6454)	3(6)
供用開始市町村 (箇所数)	17(18)	2(2)	11(17)	14(18)	20(64)	3(5)	3(3)	34(6454)	3(6)

- 注1) 単独公共下水道の〔 〕の箇所は他市町の処理場へ流入するものである。
 2) 合併処理浄化槽は「合併処理浄化槽設置整備事業」の実施市町村（設置基数）である。
 3) その他の欄の「林」は林業集落排水事業、「簡」は山村振興等農林漁業特別対策事業を表す。
 4) 毎々の事業箇所が複数の場合、1カ所でも供用されていれば の表示とした。